

整理番号

経-法申-16

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3781)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	中小小売商業振興法に係る商店街整備等支援計画の認定
概要	中小小売商業振興法では、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。
根拠法令等 及び条項	中小小売商業振興法第4条第6項
審査基準	・特定会社、公益法人が主として商店街の区域において又は一の団地若しくは建物の内部に集団して小売商業を行う中小小売商業者を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所等の施設又は設備を設置する事業について商店街整備等支援計画を作成し、これを法令等の基準に基づき認定する。（法第4条第6項）
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	経済戦略局産業振興部産業振興課
提出時期	随時
提出方法	認定申請書、特定会社の定款、特定会社のすべての出資者の氏名又は名称（詳細記載あり）、最近3期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書、設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面、同法施行規則第1条第2項第6号に規定する場合にあっては同号に規定する書面を大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課に提出してください。 また、公益法人が作成する商店街整備等支援計画・特定会社を設立しようとする者が作成する商店街整備等計画にあっては下記の書類（※）の添付が必要になることがあります。 （※）当該商店街整備等支援計画について議決をした公益法人の総会議事録、公益法人の定款又は寄附行為、公益法人に出資又は拠出をしているすべての者の氏名又は名称（詳細記載あり）、最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書、当該出資をしようとするすべての者の当該出資に関する同意書の写し、当該出資により設立される会社の定款がある場合はその定款、当該出資をしようとするすべての者の氏名又は名称（詳細記載あり）、特定会社の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書
手数料	なし
相談窓口	経済戦略局産業振興部産業振興課
ホームページ	
備考	